

目次

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）（抄）	1
○建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）	3
○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）	4
○公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）（抄）	6
○土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）	6
○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）	7
○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	7
○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）	9
○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）	9
○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）	9
○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）	24
○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）	25
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）（抄）	26
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）（抄）	26
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）	27
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）	28

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）（抄）

（建築士法の一部改正）

第十三条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十二条の三の三第四項を次のように改める。

4 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

第二十二条の三の三第五項中「読み替えて準用する第二十条第四項の規定により」を削る。

第二十四条の七第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 管理建築士等は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該管理建築士等は、当該書面を交付したものとみなす。

第二十四条の八第二項を次のように改める。

2 建築士事務所の開設者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該建築士事務所の開設者は、当該書面を交付したものとみなす。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第十八条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する発注者は、前項の規定による書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるところをいう。次項において同じ。）により当該請求をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

（略）

（建設業法の一部改正）

第十条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。

第二十六条の三第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができる。この場合において、当該元請負人及び下請負人は、当該書面による合意をしたものとみなす。

(略)

(土地区画整理法の一部改正)

第二十条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中第十項を第十二項とし、第四項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

(略)

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十二条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「第八項」を「第十項」に改める。

第四十七条第三項中「第五項まで及び第八項」を「第七項まで及び第十項」に改める。

(略)

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第四十二条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の建設業を営む者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の対象建設工事を発注しようとする者

の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業を営む者は、当該書面を交付したものとみなす。

(略)

(マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第四十三条 マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第五項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「準ずる」を「代わる」に、「おいては」を「おいて、当該マンシヨン管理者は、当該書面を交付したものとみなし」に改め、同条に次の一項を加える。

7 マンシヨン管理者は、第三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該マンシヨン管理者は、当該管理業務主任者に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

(略)

○建築士法施行令(昭和二十五年政令第二百一号)(抄)

(情報通信の技術を利用する方法)

第七条 建築士は、法第二十条第四項の規定により結果の報告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により結果の報告を受けない旨の申出があつたときは、当該建築主に対し、当該結果の報告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該建築主が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十二條の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。

(建築士審査会の委員等の勤務)

第八条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会(次条及び第十二条において「建築士審査会」と総称する。)の委員及び試験委員は、非常勤とする。

(建築士審査会の議事)

第九条 建築士審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 建築士審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(試験委員)

第十条 中央建築士審査会の試験委員は、十人以上三十人以内とし、都道府県建築士審査会の試験委員は、五人以上とする。

2 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会の試験委員は、それぞれ一級建築士試験又は二級建築士試験若しくは木造建築士試験の科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、試験委員としてふさわしい者のうちから任命するものとする。

(中央建築士審査会の庶務)

第十一条 中央建築士審査会の庶務は、国土交通省住宅局建築指導課において処理する。

(建築士審査会の運営)

第十二条 法又はこの政令に定めるもののほか、建築士審査会の運営に関し必要な事項は、建築士審査会が定める。

○建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) (抄)

(業務に必要な表示行為)

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条第一項又は第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

3 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

4 建築士は、前項の規定による文書での報告に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該結果を電子情報処理組織を

使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより報告することができる。この場合において、当該建築士は、当該文書での報告をしたものとみなす。

5 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は第三項の規定による報告書（前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容）において、その旨を明らかにしなければならない。

（延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容）

第二十二條の三の三 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前條の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなして前二項の規定を適用する。

4 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四條の八第一項の規定は、適用しない。

（書面の交付）

第二十四條の八 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところによ

り、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

一 第二十二條の三の三第一項各号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの

2 建築士事務所の開設者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建築士事務所の開設者は、当該書面を交付したものとみなす。

○公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）（抄）

（保証金の支払）

第十三条 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を条件として前金払をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。

2 前項に規定する発注者は、当該公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないためにその請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支払を請求することができる。

3 第一項に規定する発注者は、前項の規定による書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。次項において同じ。）により当該請求をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

4 前項の規定による電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による請求は、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該保証事業会社に到達したものとみなす。

5 第二項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支払わなければならない。

○土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）

（署名の収集）

第七条 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間をこえない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写及び解任請求代表者証明書又はその写を添え、組合員に対し、署名簿に署名し、印を押すことを求めなければならない。

2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めた場合においては、その日前二日までに立会人の確認を受けた上、署名簿に署名し、印を押すものとする。

3 署名しようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けた上、署名簿に署名し、印を押すものとする。4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名し、印を押すものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか及び当該署名し、印を押す者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。

(解任請求書の提出)

- 第八条 解任請求代表者は、署名簿に署名し、印を押した者の数が第六条第四項の規定により公告された数以上の数となつた場合においては、署名期間満了の日から五日以内に、立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。
- 2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名し、印を押すことによつて行うものとする。

○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号) (抄)

(建設工事の見積期間)

- 第六条 法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。
- 一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上
 - 二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上
 - 三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上
- 2 国が入札の方法により競争に付する場合には、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

(特定専門工事の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第三十一条 注文者は、法第二十六条の三第五項の規定により同条第四項の承諾をする旨の通知(次項において「承諾通知」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる同条第五項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た注文者は、当該元請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該元請負人に対し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該元請負人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

○建設業法(昭和二十四年法律第百号) (抄)

(建設工事の見積り等)

- 第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に應じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

- 2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。
- 3 建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。
- 4 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行うまでに、第十九条第一項第一号及び第三号から第十六号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

第二十六条の三 特定専門工事の元請負人及び下請負人（建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。）は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

2 前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第七項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 第一項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができる。この場合において、当該元請負人及び下請負人は、当該書面による合意をしたものとみなす。

5 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

6 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

7 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

二 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

- 8 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。
- 9 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）

（入札の公告）

第七十四条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。

○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）

（署名の収集）

第九条 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間をこえない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名及び押印をすることを求めなければならない。

2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めたときは、その日の少なくとも二日前に立会人に通知しなければならない。

3 署名しようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けたうえ、署名簿に署名及び押印をするものとする。

4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名及び押印をするものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか並びに当該署名及び押印をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。

（解任請求書の提出）

第十条 解任請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第八条第四項の規定により公告された数以上の数となつたときは、署名期間満了の日から五日以内に立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合員に提出しなければならない。

2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載したうえ、署名及び押印をすることによつて行なうものとする。

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）
（土地区画整理法を準用する場合の読替え）

第四十九条 法第九十九条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

一 法第二十条第四項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十五条第七項	第三条第四項若しくは第五項	第三条第四項

二 法第二十一条第二項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十八条第一項	第三条第四項若しくは第五項	第三条第四項

三 法第三十六条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項及び第三項	第四条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十三条第一項
第九条第一項第三号	市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業	住宅街区整備事業
第九条第五項、第十一条第四項及び第六項	第三条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第一項
第十一条第四項	第四条第一項	同法第三十三条第一項

四 法第四十五条第二項において準用する場合

--	--	--

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二条第七項	第十四条第一項又は第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項
第三十三条第四項	次条第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十六条第二項

五 法第四十七条第三項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二条第三項及び第八項、第三十三条第二項及び第四項	組合員	当該部会を組織する組合員
第三十三条第四項	次条第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十七条第三項において準用する同法第四十六条第二項

六 法第五十一条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条（見出しを含む。）、第三十九条第二項、第五十条第四項、第六項及び第七項	事業計画又は事業基本方針	事業計画
第二十条第一項、第三項及び第五項、第二十一条第三項	第十四条第一項又は第三項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項
第二十条第一項	区域（同項に規定する認可の申請にあつては、	区域

	<p>施行地区)</p> <p>各号(第十四条第三項に規定する認可の申請にあつては、次条第一項第三号を除く。)</p>	各号
第二十一条第一項	第十四条第一項から第三項まで	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項
第二十一条第一項第二号、第三十九条の見出し、同条第一項、第三項及び第六項	各号(同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。)	各号
第二十一条第一項第三号	事業計画若しくは事業基本方針	事業計画
第二十一条第五項、第五十条第三項	市街地とするのに適当でない地域又は土地区画 整理事業	住宅街区整備事業
第二十一条第七項	第十四条第一項又は第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項
	第十四条第一項の認可に係る第三項の公告があるまでは	第三項の公告があるまでは、
第三十九条第二項	、第四項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第三項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員	組合員
第十九条の二の規定は事業基本方針の変更についての認可を受けて事業計画を定めようとする		第二十条

	組合について、第二十条 第二十一条第一項、第二項 第三十九条第四項	第二十一条第一項 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する第三十九条第四項
第三十九条第四項	認可（第十四条第一項又は第三項に規定する認可に係る定款又は事業計画の変更についてのものに限り。）	認可
第三十九条第六項	前二項	第四項
第五十条第六項	第十七条	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条
第五十一条	土地区画整理法第四十六条	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十六条

七 法第五十七条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条第一項、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項	第五十二条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十二条第一項
第五十五条第十二項	事業計画において定めた設計の概要	事業計画（資金計画に係る部分を除く。）

第五十五条第十三項	設計の概要	同条第一項の事業計画（資金計画に係る部分を除く。）
第五十五条第十二項	第五十五条第十二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十七条において準用する第五十五条第十二項
第五十八条第三項	土地区画整理事業について	住宅街区整備事業について
第六十五条第一項	第三条第四項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
第六十五条第三項	第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十四条第一項、第五項若しくは第六項又は第九十条第一項
八 法第六十二条において準用する場合		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第三項、第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十五条第一項	都道府県知事又は市町村長	独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長
第五十八条第三項	土地区画整理事業について	住宅街区整備事業について
第六十四条、第六十五条第一項及び第三項	都道府県又は市町村	独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社
第六十五条第一項	第三条第四項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項

		第六十五条第三項			第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十四条第一項、第五項若しくは第六項又は第九十条第一項	
九 法第六十六条第二項において準用する場合							
		読み替える規定			読み替えられる字句	読み替える字句	
		第七十三条第四項			国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は前条第一項後段に掲げる者	施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者	
		読み替える規定			同項又は同条第六項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六十三条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項	
十 法第七十一条において準用する場合							
		読み替える規定			読み替えられる字句	読み替える字句	
		第七十四条			国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は第七十二条第一項後段に掲げる者	施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者	
		第七十七条第三項			前条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六十七条第一項	
		読み替える規定			同条第三項	同項の許可に係る同法第三百三条	
		読み替える規定			同条第四項若しくは第五項	同法百四条第一項若しくは第二項	

第七十七条第七項	、組合又は区画整理会社	又は組合
第七十八条第二項	第七十六条第四項若しくは第五項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百四条第一項若しくは第二項
第七十八条第三項	第七十七条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十一条において準用する第七十七条第一項
第七十八条第四項	、組合及び区画整理会社 第四十一条 組合又は区画整理会社が	及び組合 第四十一条（第二項を除く。） 組合が
	準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第二項中「定款」とあるのは「定款又は規準」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする	準用する
第七十九条第一項	第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
第七十九条第二項	土地区画整理法第七十六条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六十七条第一項

	第八十三条	第七十六条第一項各号	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六十七条第一項各号
	第八十四条第一項	事業計画又は事業基本方針	事業計画
	第八十五条第二項	第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する第三十九条第二項
	第八十五条第四項	、規準又は施行規程	又は施行規程
	第八十五条第五項	次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項及び本章第二節から第六節までの規定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六章第三節第二款から第四款までの規定（同法第八十三条において準用する第三章第七節の規定を除く。）
	第八十五条第六項	第十四条第一項又は第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項
十一 法第七十二条第二項において準用する場合			
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八十六条第二項	、組合又は区画整理会社	又は組合
十二 法第七十九条第二項において準用する法第二十条第四項において準用する場合			
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

<p>第九十五条第七項</p>	<p>第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三 前各項 土地区画整理審議会</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項 同法第七十九条第一項又は同条第二項において準用する同法第二十条第三項 住宅街区整備審議会</p>
<p>十三 法第八十条第三項において準用する場合 読み替える規定 第九十六条第三項</p>	<p>読み替えられる字句 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三 土地区画整理審議会</p>	<p>読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項 住宅街区整備審議会</p>
<p>十四 法第八十一条第二項において準用する場合 読み替える規定 第九十七条第一項後段 第九十七条第三項</p>	<p>読み替えられる字句 、組合又は区画整理会社 第五十一条の六の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第八十六条第四項 第五十一条の六中「施行地区となるべき区域」とあるのは「換地計画に係る区域」と、第八十八条第二項中「その換地計画」とあるのは</p>	<p>読み替える字句 又は組合 第八十六条第四項 第八十八条第二項中「その換地計画」とあるのは、</p>

		十五 法第八十二条第一項において準用する場合	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定
第八十八条第一項	読み替えられる字句	読み替える字句	第八十八条第一項
換地計画について認可を申請しようとする個人 施行者について、第五十一条の六の規定は換地 計画について認可を申請しようとする区画整理 会社	換地計画について認可を申請しようとする個人 施行者	換地計画について認可を申請しようとする 個人施行者	
第八十八条第一項及び第五十一条の六	第八十八条第一項及び第五十一条の六	同条第一項	
第八十八条第六項、第九十一条第一項、第九十二 条第一項、第九十五条第七項	第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は 第三条の三	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置法第二十九条第三項	
第八十八条第六項、第九十一条第二項、第四項及 び第五項、第九十二条第三項及び第四項、第九十 五条第七項	土地区画整理審議会	住宅街区整備審議会	
第九十四条	前条第一項、第二項、第四項又は第五項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置法第七十四条第一項又 は第九十条第一項	
共有持分	共有持分又は建築物若しくはその建築物の存 する土地に関する権利	共有持分又は建築物若しくはその建築物の存 する土地に関する権利	
十六 法第八十三条において準用する場合			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	

第九十八条第二項	この法律	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び同法において準用するこの法律
第九十八条第三項、第一百八条第一項、第一百九条第一項、第一百十條第五項	第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
第九十八条第三項、第一百九条第二項	土地区画整理審議会	住宅街区整備審議会
第二百三条第三項	区画整理会社、市町村又は機構等	市町村、独立行政法人都市再生機構又は地方公社
第二百四条第七項	第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十四条第一項
第二百四条第十一項	第九十六条第一項又は第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十条第一項又は第二項
第二百八条第二項	第三条第四項又は第五項の規定による施行者	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項の規定による施行者（都府県及び市町村に限る。）
	第二百四条第七項前段	同法第八十三条において準用する第二百四条第七項前段又は同法第八十四条第一項若しくは同法第九十条第一項
	共有持分	共有持分又は建築物若しくはその建築物の存する土地に関する権利

<p>第九十九条第一項</p>	<p>施行後の宅地の価額の総額</p>	<p>施行後の宅地の価額の総額及び一般宅地（同法第七十四条第一項に規定する一般宅地をいう。以下同じ。）の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅の一部（同法第二十八条第六号に規定する施設住宅の一部をいう。）の価額の総額の合計額から施行者が取得することとなる施設住宅敷地（同法第五号に規定する施設住宅敷地をいう。以下同じ。）又は施設住宅敷地の共有持分の価額の総額を控除した価額</p>
<p>第一百十条第三項及び第八項</p>	<p>第三条第二項から第五項まで、第三条の二又は第三条の三</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第二項又は第三項</p>
<p>第一百十条第四項</p>	<p>第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項</p>
<p>第一百十条第五項</p>	<p>督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年十・七五パーセント</p>	<p>年十・七五パーセント</p>
<p>第一百十条第六項</p>	<p>並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金並びに督促手数料及び延滞金</p>	<p>及び前項に規定する延滞金及び延滞金</p>
<p>督促手数料及び延滞金</p>	<p>延滞金</p>	<p>延滞金</p>

<p>第一百十条第七項</p>	<p>第三条第二項又は第三項</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第二項</p>
<p>第一百十条第七項及び第八項</p>	<p>準用する。この場合において、第四十一条第一項及び第三項中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする</p>	<p>準用する</p>
<p>第一百十条第八項</p>	<p>並びに第四項に規定する督促手数料及び延滞金</p>	<p>及び第四項に規定する延滞金</p>
<p>第十七 法第九十六条において準用する場合</p>	<p>読み替えられる規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第一百二十四条第一項、第一百二十五条第一項から第三項まで及び第七項、第一百二十六条第一項</p>	<p>この法律</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法若しくは同法において準用するこの法律</p>
<p>第一百二十四条第一項、第一百二十五条第一項から第三項まで、第一百二十六条第一項</p>	<p>これに基づく</p>	<p>これらに基づく</p>
<p>第一百二十五条第一項から第三項まで</p>	<p>事業計画、事業基本方針</p>	<p>事業計画</p>
<p>第一百二十五条第五項</p>	<p>第三十五条第三項又は第三十六条第四項</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の</p>

		十八 法第百一条において準用する場合					
					読み替える規定	読み替えられる字句	
					第百二十八条第一項	土地区画整理事業	
					第百二十八条第三項及び第四項	、組合又は区画整理会社	
					第百二十八条第四項	第二十一条第三項若しくは第四項	
						、第五十一条の九第三項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第九項	
						、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一项（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告（第二十一条第三項の公告にあつては、第十四条第一項の規定による認可に係るものに限る。）	
						個人施行者又は区画整理会社	
						この法律又はこの法律	
						個人施行者	
						又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十九条第十一项（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告	
						又は組合	
						第二十一条第三項	
						若しくは第五十五条第九項	
						大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法若しくは同法において準用するこの法律又はこれらの法律	
						促進に関する特別措置法第四十七条第三項又は第四十八条第四項	

<p>第三百三十条第一項</p>	<p>第八条（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第五十一条の六（第五十一条の十第二項、第八十八条第一項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十二条第一項並びに同法において準用する第八条（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項</p>
<p>第三百三十二条</p>	<p>第五十条第五項、第五十一条の十第三項、第五十一条の十三第三項</p>	<p>第五十条第五項</p>
<p>第三百三十四条</p>	<p>この法律</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は同法において準用するこの法律</p>

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（総会の招集）

- 第三十二条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
- 2 理事は、必要と認める場合においては、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 3 組合員が組合員の五分の一以上の同意を得て会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求した場合においては、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものと

みなす。

- 5 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。
- 6 理事の職務を行う者が不在の場合においては、総会の招集は、監事が行う。
- 7 第三項の規定による請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 8 第二十八条第四項の規定により総会に報告しなければならないと認める場合においては、監事は、臨時総会を招集することができる。
- 9 第十四条第一項又は第二項に規定する認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から一月以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。
- 10 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。
- 11 理事は、少なくとも通常総会の会議を開く日の五日前からその会議を開く日までの間、当該通常総会の承認を求めようとする事業報告書、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかなければならない。
- 12 理事は、組合員から前項の書類の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）
（総会の議決事項等）

第四十五条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画の変更
- 三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
- 四 経費の収支予算
- 五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
- 六 賦課金の額及び賦課徴収の方法
- 七 換地計画
- 八 仮換地の指定
- 九 保留地及び事業の施行により組合が取得する施設住宅の一部等の処分方法
- 十 事業の引継ぎについての同意
- 十一 第百条第一項の管理規約

十二 その他定款で定める事項

2 土地区画整理法第三十二条第一項から第十項までの規定は総会の招集について、同法第三十三条の規定は総会の議長について準用する。

(総会の部会)

第四十七条 組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に関し、

第四十五条第一項第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に関係のある組合員で組織する。

3 前条第一項及び第二項並びに土地区画整理法第三十二条第二項から第七項まで及び第十項、第三十三条並びに第三十四条第三項の規定は、総会の部会について準用する。

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（抄）

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第十二条 対象建設工事（他の者から請け負ったものを除く。次項において同じ。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の建設業を営む者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の対象建設工事を発注しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業を営む者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第十条第一項の規定により届け出られた事項（同条第二項の規定による変更の届出があつた場合には、その変更後のもの）を告げなければならない。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）（抄）

(法第七十二条第六項の規定による承諾に関する手続等)

第十条 法第七十二条第六項の規定による承諾は、マンション管理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等（以下この項及び次項において「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第六項に規定する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 マンション管理業者は、前項の承諾を得た場合であっても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第七十三条第三項の規定による承諾について準用する。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（抄）
（重要事項の説明等）

第七十二条 マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約（新たに建設されたマンションの分譲に通常要すると見込まれる期間その他の管理組合を構成するマンションの区分所有者等が変動することが見込まれる期間として国土交通省令で定める期間中に契約期間が満了するものを除く。以下「管理受託契約」という。）を締結しようとするとき（次項に規定するときを除く。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者をして、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの（以下「重要事項」という。）について説明をさせなければならない。この場合において、マンション管理業者は、当該説明会の日の一週間前までに、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等の全員に対し、重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない。

2 マンション管理業者は、従前の管理受託契約と同一の条件で管理組合との管理受託契約を更新しようとするときは、あらかじめ、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前項の場合において当該管理組合に管理者等が置かれているときは、マンション管理業者は、当該管理者等に対し、管理業務主任者をして、重要事項について、これを記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

4 管理業務主任者は、第一項又は前項の説明をするときは、説明の相手方に対し、管理業務主任者証を提示しなければならない。

5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名させなければならない。

6 マンション管理業者は、第一項及び第二項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

7 マンション管理業者は、第三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該管理業務主任者に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）

（解任請求代表者証明書の交付）

第四条 法第二十三条第一項（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により組合の理事若しくは監事又は総代の解任を請求しようとする組合員の代表者（以下「解任請求代表者」という。）は、次に掲げる事項を記載した解任請求書を添え、当該組合に対し、文書をもって解任請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。

一 その解任を請求しようとする理事若しくは監事又は総代の氏名

二 解任の請求の理由

三 解任請求代表者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 前項の請求があつたときは、当該組合は、解任請求代表者が組合員名簿に記載された組合員であることを確認した上、直ちに、これに解任請求代表者証明書を交付し、かつ、当該確認の日の翌日にその旨を公告するとともに、当該組合の主たる事務所の所在地の市町村長に通知しなければならない。

3 組合は、前項の規定による公告の際、併せて組合員（当該公告の日の前日現在における組合員名簿に記載された者をいう。次条第一項において同じ。）の三分の一の数を公告しなければならない。

4 市町村長は、第二項の規定による通知があつたときは、直ちに、次条第一項の規定による署名の収集の際に立ち合わせるためその職員のうちから立会人を指名し、これを解任請求代表者及び組合に通知しなければならない。

（署名の収集）

第五条 解任請求代表者は、あらかじめ、署名の場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間を超えない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名及び押印をすることを求めなければならない。

2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めたときは、当該署名の日の初日の少なくとも二日前に署名立会人（前条第四項の規定により指名された立会人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

3 署名をしようとする者は、組合員名簿（前条第三項に規定する組合員名簿をいう。次項において同じ。）に記載された者であるかどうかについて署名立会人の確認を受けた上、署名簿に署名及び押印をするものとする。

4 前項の場合において、署名をしようとする者が法人であるときは、その指定する者が署名及び押印をし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか並びに当該署名及び押印をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて署名立会人の確認を受けるものとする。

(解任請求書の提出)

第六条 解任請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第四条第三項の規定により公告された数以上の数となったときは、当該署名の日の末日から五日以内に、署名立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。

2 前項の署名立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名及び押印をすることによって行うものとする。